

徳島県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和八年一月九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月九日

徳島県知事　後藤田　正純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四三九号			
三好市東祖谷櫻尾六九三番四地先	五・一	七	令和八年一月九日